

5 建築基準法施行令抜粋（抜粋）

（工作物の指定）

第百三十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

- 一 高さが六メートルを超える煙突（支杵及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
- 二 高さが十五メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）
- 三 高さが四メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 四 高さが八メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 五 高さが二メートルを超える擁壁
- 2 昇降機、ウオーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウオーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するのためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十四項までの規定の適用を受けない建築物については、第百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。
 - 一 法別表第二（ぬ）項第三号（十三）又は（十三の二）の用途に供する工作物で用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの及び同表（る）項第一号（二十一）の用途に供する工作物で用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの
 - 二 自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの
 - イ 積が五十平方メートルを超えるもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）
 - 築造面積が三百平方メートルを超えるもので第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）
 - ハ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が六百平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が六百平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が五十平方メートル以下のもの及び二に掲げるものを除く。）

参考資料

- 二 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの
 - （１） 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が二千平方メートルを超えるもの
 - （２） 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにハの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- ホ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が三千平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が三千平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が三百平方メートル以下のもの及びへに掲げるものを除く。）
- ハ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの
 - （１） 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が一万平方メートルを超えるもの
 - （２） 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにホの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- ト 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えるもの（築造面積が三百平方メートル以下のもの及びチに掲げるものを除く。）
- チ 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので、築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにトの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- 三 高さが八メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの
- 四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの
- 五 汚物処理場、ごみ焼却場又は第百三十条の二の二各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域（準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域に限る。）内にあるもの
- 六 特定用途制限地域内にある工作物で当該特定用途制限地域に係る法第八十八条第二項において準用する法第四十九条の二の規定に基づく条例において制限が定められた用途に供するもの

（工作物に関する確認の特例）

第百三十八条 法第八十八条第一項において準用する法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の政令で定める規定は、第百四十四条の二の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分の区分に応じ、それぞれ同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分が、法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた工作物の部分に適用される場合に限る。）とする。

6 建設業法（抜粋）

（定義）

- 第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。
- 2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。
 - 3 この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
 - 4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者その他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
 - 5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

建設業法施行令

（法第三条第一項ただし書の軽微な建設工事）

- 第一条 法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、千五百万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事とする。
- 2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。
 - 3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

【参考】

建築基準法（原文のまま）

（用語の定義）

- 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 建築物、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の

参考資料

線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

二 特殊建築物 学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線(口において「隣地境界線等」という。)から、一階にあっては三メートル以下、二階以上にあっては五メートル以下の距離にある建築物の部分进行いう。ただし、次のイ又は口のいずれかに該当する部分を除く。

イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分

ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

- (2) 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、(i) に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
- (i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
- (ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
- その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。
- 九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。
- イ 主要構造部を準耐火構造としたもの
- イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの
- 十 設計 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する設計をいう。
- 十一 工事監理者 建築士法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。
- 十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
- 十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- 十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。
- 十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。
- 十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。
- 十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。
- 十九 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。
- 二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

参考資料

- 二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。
- 二十二 地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。
- 二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。
- 二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。
- 二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。
- 二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。
- 二十七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。
- 二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。
- 二十九 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。
- 三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。
- 三十一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。
- 三十二 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。
- 三十三 地区計画等 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。
- 三十四 プログラム 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。
- 三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（建築材料の品質）

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければなりません。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

7 道路法（抜粋）

昭和 27・6・10・法律第 180 号
（最新改正 令和 4・6・17・法律第 68 号）

第 3 節 道路の占用 （道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 3 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 4 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

（道路の占用の許可基準）

第 33 条 道路管理者は、道路の占用が前条第 1 項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

参考資料

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第 37 条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第 33 条、第 35 条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第 2 号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 1 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 2 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 3 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

（添加物件に関する適用）

第 41 条 道路管理者以外の者が占有物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占有とみなす。

（道路に関する禁止行為）

第 43 条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

8 道路法施行令（抜粋）

昭和 27・12・4・政令第 479 号
（最新改正 令和 4・2・2・政令第 37 号）

第 7 条 （道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

法第 32 条第 1 項第 7 号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 1 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ（以下略）

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第 10 条 法第 32 条第 2 項第 3 号に掲げる事項についての同条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、自動運行補助施設、第 7 条第 2 号に掲げる工作物、同条第 3 号に掲げる施設、同条第 6 号に掲げる仮設建築物、同条第 7 号に掲げる施設、同条第 8 号に掲げる施設、同条第 11 号に掲げる応急仮設建築物及び同条第 12 号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第 33 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第 1 項第 2 号、第 11 条の 2 第 1 項第 1 号、第 11 条の 3 第 1 項第 1 号、第 11 条の 6 第 1 項、第 11 条の 7 第 1 項、第 11

条の8第1項及び第11条の9第1項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所)であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法(のり)面

(2) 側溝上の部分

(3) 路端に近接する部分

(4) 歩道(自転車歩行者道を含む。第11条の7第1項第2号及び第11条の10第1項第2号を除き、以下この章において同じ。)内の車道(自転車道を含む。第11条の6第1項第3号及び第5号、第11条の7第1項第1号、第11条の10第1項第1号並びに第11条の11第1項第1号を除き、以下この章において同じ。)に近接する部分(第16条の2第1号から第3号まで及び第6号に掲げる工作物、物件又は施設に該当する一般工作物等を利便増進誘導区域内に設ける場合にあつては、歩道上の部分)

(5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分(法(のり)敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。)がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5メートル(歩道上にあつては、2.5メートル)以上であること。

ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。(以下略)

(構造に関する基準)

第12条 法第32条第2項第4号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

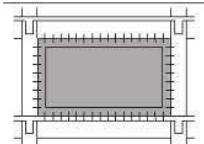
1 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。(以下略)

9 あと施工アンカー

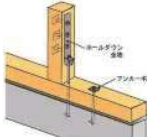
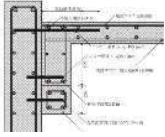
強度指定を受けたあと施工アンカーの使用部位の拡大(告示改正概要) 国土交通省
【機密性2】

○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成13年国土交通省告示第1024号)

現行	第一 特殊な許容応力度 十四 あと施工アンカー（<u>既存</u>の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。）の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
○ 現行の基準では、あと施工アンカーは既存の鉄筋コンクリート造の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものに限定されている。	 【補強】RC増設壁を設置する工法の例  【補強】枠付き鉄骨プレースを設置する工法の例

改正案	第一 特殊な許容応力度 十四 鉄筋コンクリート造等の部材と<u>構造耐力上主要な部分である部材</u>との接合に用いるあと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。 ※第二 特殊な材料強度 第十三号についても、同様の改正を実施。
-----	---

○ 増改築や新築において、補強以外の用途にあと施工アンカーを使用することが可能。	例)【新 築】施工精度を要する箇所 など 【増改築】床スラブ増設に伴う定着筋への適用 など
--	---

	 【新築】施工精度を要する箇所（施工性向上）  【増改築】床スラブ増設時の適用例
--	---



参考資料

10 資 格

屋外広告物を製作するにあたり留意すべき資格

新規・更新の区別				実施団体等 適用される範囲 資格名（※一部総称で記載しています）		公的機関		国	
						屋外広告物に係る活動			
						屋外 広 告 士	屋外 広 告 業	一級 建 築 士	
新規設置 （変更を含む）	自立型看板	4mを超える	500万円未満	△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（必須ではな ま			
			（一式の場合1500万円未満）						
			500万円以上		○				
			（一式の場合1500万円以上）						
		4m以下	500万円未満	△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（必須ではな ま			
			（一式の場合1500万円未満）						
			500万円以上		○				
			（一式の場合1500万円以上）						
	依存型看板	4mを超える	500万円未満	△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（建築士法に 関し			
			（一式の場合1500万円未満）						
			500万円以上		○				
			（一式の場合1500万円以上）						
		4m以下	500万円未満	△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（建築士法に 関し			
			（一式の場合1500万円未満）						
			500万円以上		○				
			（一式の場合1500万円以上）						
更新 （安全点検）	自立型看板	4mを超える	（※一部総称で記載しています）	△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（必須ではな ま			
					○				
		4m以下		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（必須ではな ま			
					○				
	依存型看板	4mを超える		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（建築士法に 関し			
					○				
		4m以下		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	○	（建築士法に 関し			
					○				

国家資格			都道府県許可					国家資格		民間講習	民間認定		
設計			施工					施工		点検	施工		
二級建築士	木造建築士		建築一式工事	鋼構造物工事	鉄筋工事	板金工事	塗装工事	電気通信工事	一級施工管理技士	一級施工管理技士	屋外広告物点検技能講習	あと施工アンカー施工士	
△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			○ （該当する工事に必要。別途許可条件があるため都道府県へ確認すること。）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）		※使用できない	
△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			○ （該当する工事に必要。別途許可条件があるため都道府県へ確認すること。）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）
○ （法に定める設計等の範囲による）			○ （該当する工事に必要。別途許可条件があるため都道府県へ確認すること。）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）				△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	
								△ （必須ではないが有資格者が望ましい）					
○ （法に定める設計等の範囲による）			○ （該当する工事に必要。別途許可条件があるため都道府県へ確認すること。）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）				△ （必須ではないが有資格者が望ましい）	
								△ （必須ではないが有資格者が望ましい）					
△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			△ （必須ではないが有資格者が望ましい）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			
△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			△ （必須ではないが有資格者が望ましい）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			
○ （法に定める設計等の範囲による）			△ （必須ではないが有資格者が望ましい）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			
○ （法に定める設計等の範囲による）			△ （必須ではないが有資格者が望ましい）					△ （必須ではないが有資格者が望ましい）		△ （必須ではないが有資格者が望ましい）			

壁面看板の製作・設置における留意点 — 層間変位追従性について —

はじめに

高層建築物が地震や台風によって揺れた時、外壁やカーテンウォールなどが脱落しないように設計され、躯体の変形に追従して外壁などが滑らかに変形する性能を層間変位追従性といいます。

建築物は揺れを考慮していても、看板を設置したため、ガラスの破損、看板の落下が起こるケースがあります。躯体の構造をよく理解したうえで設置するようにしましょう。

2018年以降で震度6以上の地震は12回ありました。正しい知識で制作、設置されていれば事故は防げます。それでは事例をいくつか紹介します。

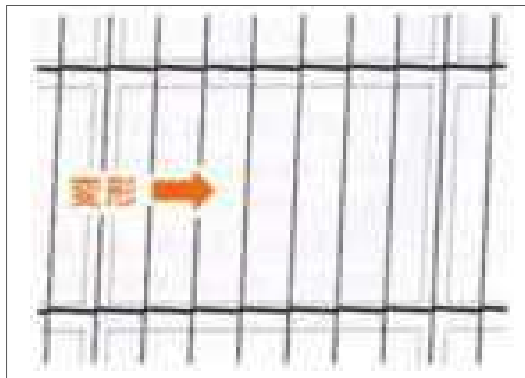
①外壁がALC板の場合

・地震による壁面看板の落下事例（1）

東日本大震災時に仙台駅前にあったALC構造の建物には、各階ごとの壁面に同じサイズの看板が設置されていましたが、各階の看板が落下した中、一箇所だけ落下せずに残っていた看板がありました。

ALCパネルには、看板がどのように設置されていたかは不明ですが、躯体の構造を理解した設置がなされていました。

〔図（1）：ALC板の動き〕



後付けの看板は変形追従性を考慮

壁面に設置されていた看板は、アルミ複合板をALC板のサイズに合わせて60cmごとに取り付けられており、アルミ複合板同士は変形追従性を考慮して干渉しないように設置されています。

〔写真（2）：実際に落下しなかった看板右、落下したALC左〕



A L C 板は、地震時に回転することで耐震性を高めるロッキング構法で設置されており、こうした特性に配慮した看板設計がなされていました。

出典：[日経アーキテクチャ 2011 年 4 月 10 日号より]

[写真 (2) : 実際に落下しなかった看板]

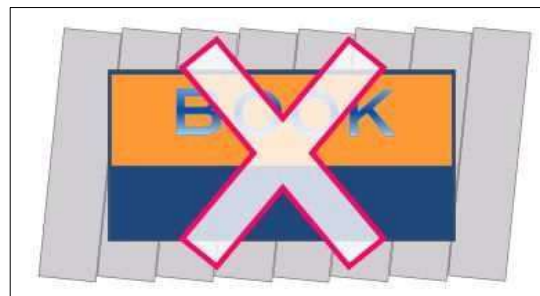


[図 (3)] のように、看板を一体で製作し、設置した場合は建物が揺れたときに対角が狂い、金具がはずれ落下する恐れがあります。正しくは [図 (4)] のように A L C 板の幅に合わせて製作、設置した事で危険を回避することができます。[写真 (1)] の A L C が落下したのは、直上の A L C を横に設置しているためロッキングが機能しなかったためです。

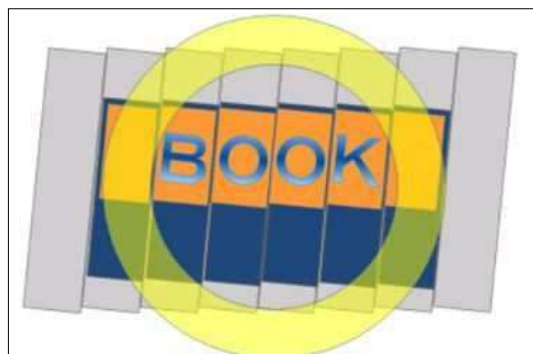
[図 (2) : A L C 板の動きと間違った設置・製作]



[図 (3) : A L C 板の動きと間違った設置・製作]



[図 (4) : A L C 板の動きと正しい設置・製作]



参考資料

この地震で落下しなかったのは良かったのですが、気になる点もあります。[写真(2)]をよく見ると、落下はしませんでした。看板のパネル部分が浮き上がっています。

真夏でしたら、線膨張を考慮して考えると数枚落下していた可能性もありますので、設計・施工の場合は、よく検討した上で、実施することをお勧めします。

本来 ALC 伸縮目地（地震時などの躯体の変形時に外壁用または間仕切壁用パネルが損傷を受けないように、ALC パネル間に隙間を設けた目地をいう。）は一般的に、幅は 10 ～ 20 mm であるので、看板も目地を 10 mm 以上作る必要があります。

地震による壁面看板の落下事例（2）

この看板も東日本大震災の被害です。看板は二分割のユニットで構成されており、看板自体はしっかりしているように見えます。この場合もユニットの対角が、層間変位に対応しきれていなかったと考えられます。

[写真(3)：当初設置場所]



[写真(4)：落下した看板]



地震による壁面看板の落下事例（3）

ALC を横に積んでいるスライド（スウェイ）方式ですが、ここでの問題はチャンネル文字の設置方法です。ALC の挙動が正常にできていれば看板はともかく、ALC の落下はなかったのではないのでしょうか。ここからは推測ではありますが、チャンネル文字を取り付ける際、ALC の目地の間にボルトを突っ込み、裏側の鉄骨に溶接をするなどして、取り付けただけではないのでしょうか。

[写真(5)：実際に ALC と看板が落下している]



[写真(6)：実際に ALC 上下が浮き上がっている。]



[写真(5)]を見ると B の文字の上の部分の ALC が上下で浮き上がっています。B の文字の下側も同じように浮いているのがわかります。恐らくここが起点となり、ALC が挙動出来ず上の方から落下したと考えられます。

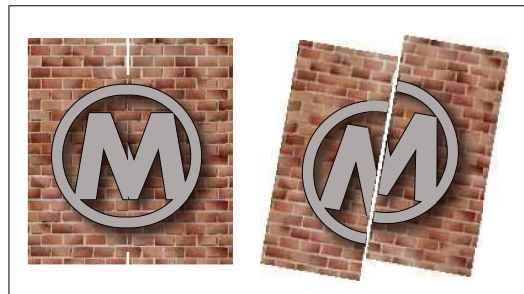
②外壁が PC カーテンウォールの場合

二つの PC にまたがってサインがついています。このサインは正しく設置されています。下図のように設置することで、揺れによる落下は回避できます。一体物の看板を設置する場合は、PC をまたがないように設置しなければなりません。万が一またいで付けてしまえば落下する恐れがあります。

[写真 (6) : 実際の看板]



[図⑤ : PC 板の動き]



③ ガラスカーテンウォールの場合

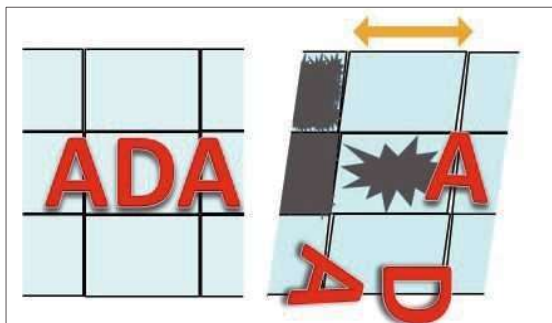
[写真 (7)] を見て判るように看板が設置されている場所だけガラスが破損しています。

[写真 (7) : 実際の看板]



チャンネル文字の取付け部付近のガラスしか割れていません。カーテンウォール自体は揺れを吸収し、ガラスが割れない構造になっていたと思われますが、チャンネル文字を取り付ける際に、上下に固定していたため、耐えられず看板が外れ、金具が看板本体がガラスにあたり破損したものだと考えられます。

[図 (6) : カーテンウォールの動き]



参考資料

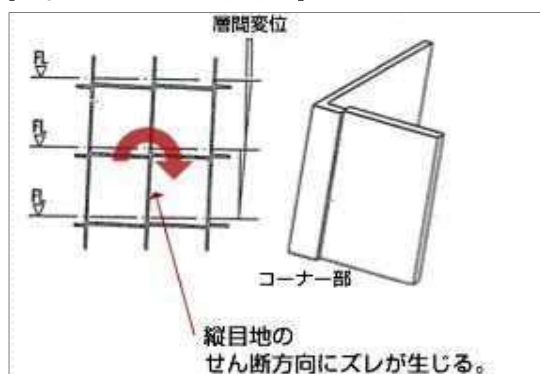
つまりカーテンウォールは揺れに対して、しっかり対応できていますが、看板が上下のサッシ枠に金具を付けて取り付けため、動きに対応できずに、看板の金具が壊れ、看板が暴れてガラスを破損させ、落下したと考えられます。この場合は特殊金具での対応など、設置方法を検討すれば、クリアできます。

④層間変位吸収方式の種類

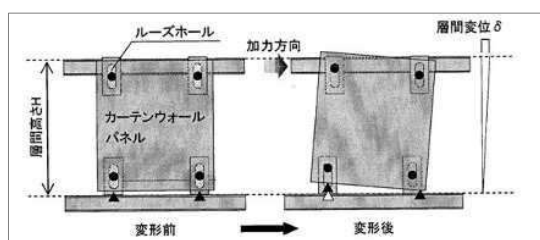
・ロッキング方式

ロッキング方式は、層間変位を[図(7)]のようにPC板の回転に置き換える手法です。高層ビルや鉄骨造の建物に多く採用されています。

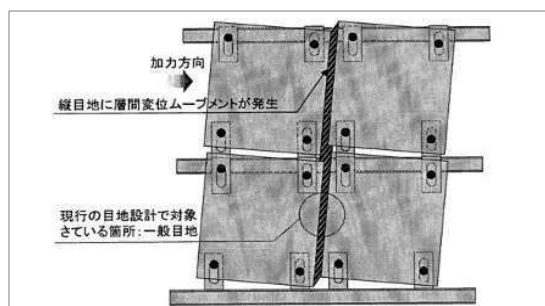
[図⑦ ロッキング方式の部材挙動]



[図⑧ ロッキング方式におけるパネルの動き]



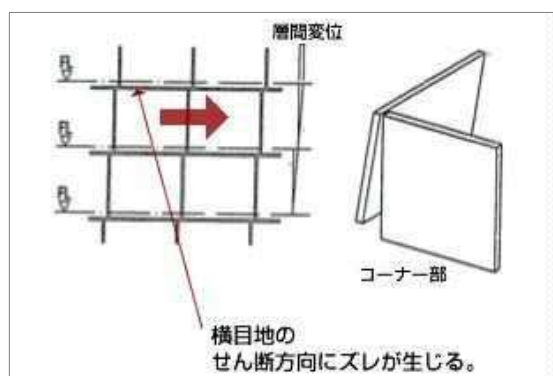
[図⑨ ロッキング方式における目地の動き]



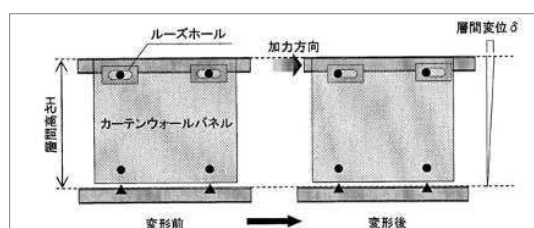
スウェイ方式（スライド方式）

日本にPCカーテンウォールが出現した当初から採用されている方式です。[図⑪、⑫]のようにPC板の上部または下部のどちらかをルーズ・ホール等でスライドさせて吸収し、パネルを挙動させない方式です。比較的階高の低い用途の建物の横長のPC板に適しています。

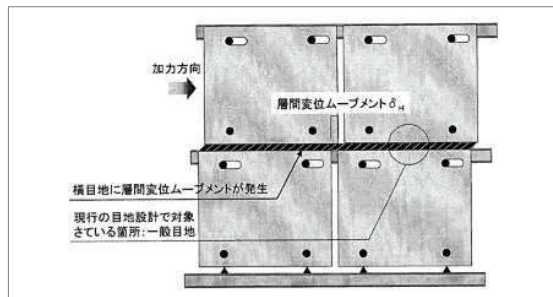
[図⑩ スウェイ方式の部材挙動]



[図⑪ スライド方式におけるパネルの動き]



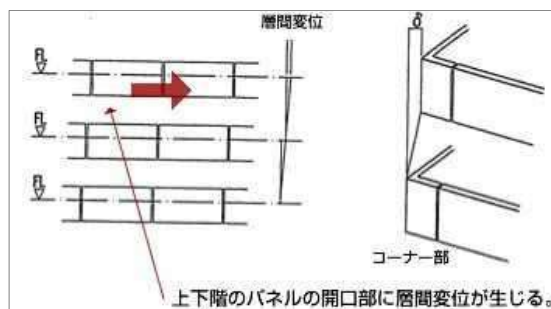
[図⑫ スライド方式における目地の動き]



梁固定方式

このタイプは、フローアごとに動くので、PCを跨いで看板をつけても特に問題はないですが、階を跨いで袖看板の取付は、行わない方が良いでしょう。

[図⑬ 梁固定方式の部材挙動]



⑤構造を理解して計画・設置

基本的に高所に設置する壁面看板においては建物の構造を理解して、設計、製作し、設置することが必須です。地震は自然災害だが、知識無き設置は人災です。

参考文献・HP

- 1) 「カーテンウォールってなんだろう 2016」
/ (一社)カーテンウォール・防火開口部協会
- 2) 高層ビルや街並みの風景を創造する PC カーテンウォール
/ 高橋カーテンウォール工業株式会社 [HP]
- 3) カーテンウォールの基礎知識 / 不二サッシ株式会社
- 4) 日経アーキテクチュア 2011 年 4 月 10 日号
/ 株式会社日経 BP マーケティング
- 5) ALC パネル取付け構法標準・同解説 / (一社)ALC 協会

静岡市屋外広告物ガイドライン
つくりかた編
令和6年3月

静岡市 景観まちづくり課
〒420-0853
静岡市葵区追手町5-1 7階
電話054-221-1123

協力 公益社団法人 静岡県屋外広告協会

製作委員会

奈良間茂

永野昌也

鈴木勝弘

切岩昭男

松尾憲宏

永島健介

景観まちづくり課 屋外広告物係

A D 奈良間茂

イラスト 武田秀雄

監修 日本屋外広告団体連合会 専務理事 倉本卓
静岡市



静岡市

